

(証券コード 8342)
平成24年6月6日

株 主 各 位

青森市橋本一丁目9番30号
株式会社 **青森銀行**
取締役頭取 浜谷 哲

第104期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当行第104期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますて、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、平成24年6月25日（月曜日）午後5時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成24年6月26日（火曜日）午前10時
2. 場 所 青森市橋本一丁目9番30号 当行本店大会議室（8階）
3. 株主総会の目的事項
報告事項 1. 第104期（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）事業報告および計算書類報告の件（2～34頁）
2. 第104期（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件（35～54頁）

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件（55頁）
- 第2号議案 定款一部変更の件（56頁）
- 第3号議案 取締役9名選任の件（57～60頁）
- 第4号議案 監査役4名選任の件（61～63頁）

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎当日は電力事情による節電対応のため、会場内の冷房を弱めに設定する予定でございますので、株主の皆さまは軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。
- ◎招集通知添付書類ならびに株主総会参考書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を当行ホームページ（<http://www.a-bank.jp/>）に掲載いたしますのでご了承ください。

添付書類

第104期 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで) 事業報告

1. 当行の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過および成果等

(主要な事業内容)

当行グループは当行および子会社・子法人等6社で構成され、銀行業務を中心にリース業務などの金融サービスに係る事業を行っております。なお、子会社・子法人等6社はすべて連結対象としております。

イ. 銀行業務部門

当行は本店のほか支店94か店、出張所10か店において、預金業務、貸出業務、商品有価証券売買業務、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務、社債受託・登録業務および付帯業務を行っており、グループの中心的部門と位置づけております。また、子会社2社においては、不動産管理・賃貸業務、事務代行業務等を行っており、主に銀行業務の周辺業務を担っております。

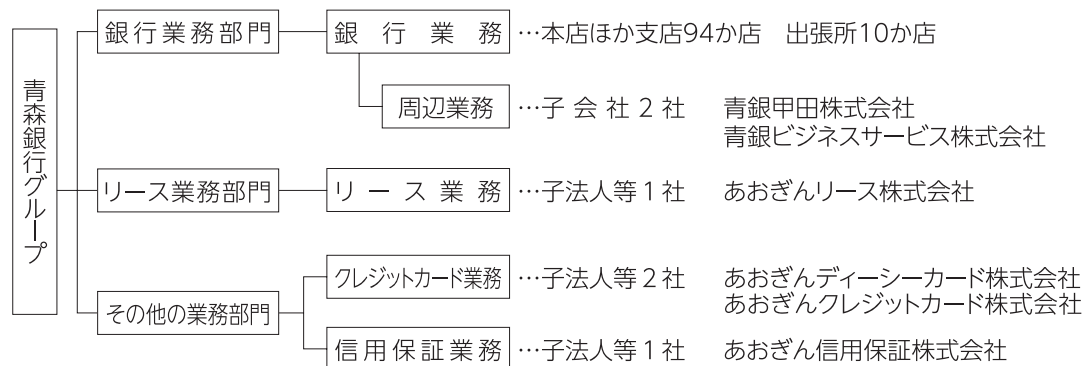
ロ. リース業務部門

子法人等1社においては、リース業務等を行っております。

ハ. その他の業務部門

子法人等3社においては、クレジットカード業務、住宅ローンの保証業務等を行っております。

当行グループの事業系統図



(金融経済環境)

平成23年度の国内経済は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の影響による電力供給の制約や原子力災害の影響に加え、欧州債務問題および海外経済の不確実性による為替相場での円高の進行や株式市場における株価の下落など、厳しい周辺環境が続きました。年度前半は、各種の政策効果などを背景に、緩やかながらも景気の持ち直し傾向が見られましたが、年度後半には原油価格の上昇や海外景気の下振れなどによって、国内の景気が下押し圧力にさらされるリスクが顕在化し、デフレの進行や雇用情勢の足踏みが懸念されるなど、予断を許さない状況が続きました。

一方、この間の青森県経済は、一部に東日本大震災の影響が残るものの、全体としては持ち直しの動きが見られました。需要項目別に見ますと、家電販売は地上デジタル放送移行により薄型テレビの販売が好調に推移したものの、年度後半は反動減での動きとなりました。一方、大型小売店販売はウェートの高い飲食料品販売が堅調に推移し、自動車販売は消費者マインドの回復などから上向きの動きが続きました。住宅投資は一進一退の動きとなりましたが、公共投資は下げ止まりつつあり、設備投資では復興対応による投資上積みの動きも見られました。生産面では、電気機械や一般機械等は年度後半にかけて増勢の鈍化が見られましたが、食料品は前年を上回る生産水準で推移し、紙・パルプは操業再開により生産が回復したほか、セメント・生コンでは生産水準の引き上げが見られるなど復興需要を背景とした改善基調が続きました。また、雇用面では有効求人倍率が依然低水準であるものの、全体に上向きの動きとなりました。

(事業の経過および成果)

以上のような経営環境の中で、株主の皆さまをはじめ、お取引先各位のご支援のもと、役職員が一体となって経営基盤の拡充・強化に努めてまいりました結果、当行グループの当年度事業成績は、連結経常収益531億42百万円、連結経常利益66億95百万円、連結当期純利益34億98百万円となりました。

事業の種類別セグメントの業績は、次のとおりであります。

イ. 銀行業務部門

平成23年度は、第13次中期経営計画「アクティブ・チェンジ」（平成22年4月～平成25年3月）の2年目として、「調達基盤強化を軸とした収益力の向上」「生産性の向上」「人材育成の強化」「産業育成・企業支援」の基本戦略に基づき、平成22年度に引き続き、資金量拡大による成長モデルの構築と生産性の向上による強い経営体質への転換に向けた取組みに努めてまいりました。

「調達基盤の強化」に向けた対応としては、年金取引や給与振込契約等、預金取引の基盤となる契約の増強を図りつつ、商品内容の充実等に取組んでまいりました。その結果、東日本大震災関連資金の要因もありましたが、中期経営計画期間中における預金増加目標（平成21年度比1,500億円以上の増加）を2年間で達成することができました。

一方、「収益力の向上」のため、法人のお客さまへの取組みとしては、昨年度に日本銀行の「成長基盤強化を支援するための資金供給制度」の活用により創設した「あおぎん成長ファンド」等を通じ、成長分野への積極的な資金供給を図るとともに、医療介護分野や農業関連分野

等を中心に、各種セミナーの開催や外部専門機関との業務提携を図り、お客さまの経営課題解決に向けた取組みの充実に努めてまいりました。

また、東日本大震災からの早期復興に向け、地域金融機関として積極的な復興支援資金の供給も行っていました。

個人のお客さまへの取組みとしては、資産運用ニーズへの対応として投資信託や保険商品のラインナップの充実に努めつつ、行内資格者「マネーカウンセラー」を戦略的に配置・育成したほか、地区内における営業力の強化や販売担当者の育成等を目的とした「エリアマネーカウンセラー」を新設し、提案型営業の強化を図っていました。また、資金調達ニーズへの対応として、既存商品の内容見直しに加え、ローン相談特化店舗である「ローンプラザ」の機能強化にも努めてまいりました。

「生産性の向上」への対応としては、三沢市堀口支店の新設や既存店舗の統廃合等、マーケット状況に応じた店舗体制の見直しや、営業店に対する本部支援機能の強化、各種専門担当者の県内3地区への重点配置等による営業力の強化を図りつつ、投資案件の厳格化等による経費の削減に努めてまいりました。

また、「人材育成の強化」に向け、行内資格「マネーカウンセラー」の増員・育成強化やアグリビジネスへのサポート充実にに向けた「農業経営アドバイザー」資格取得者の拡充を継続したほか、法人営業力の強化に向けた「法人F A（ファイナンシャルアドバイザー）」の養成を図っていました。

「産業育成・企業支援」への対応としては、海外商談会「香港フード・エキスポ2011」への参加等、お客さまの海外進出支援に向けた取組みや、食・エネルギー関連企業等に対するビジネスマッチング業務の充実等、地場産業の育成支援に向けた取組みの強化を図っていました。また、県内の水産事業者に対する事業再生支援や東日本大震災中小企業復興支援ファンドへの出資等、地域密着型金融の充実にに向けた取組みを行ったほか、中小企業や個人事業主等のお客さまに対する資金繰支援や返済条件の緩和等、金融円滑化に向けた取組みを継続しつつ、経営改善支援の充実に努めてまいりました。

その他、「青森県県有林J-VERクレジット」の購入や、「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則（21世紀金融行動原則）」への署名を行い、環境保護に対する取組みの充実に努めてまいりました。

このように、平成23年度は第13次中期経営計画の2年目として、4つの基本戦略に対する取組みを強化しつつ、東日本大震災からの復興支援を推し進めるとともに、お客さまに対する金融サービスの継続的な提供、および、お客さま接点の一層の強化に努めてまいりました結果、当行の業績は次のようになりました。

預金につきましては、個人預金が引き続き好調に推移したことに加え、公金預金も増加しましたことから、期末残高は期中962億円増加して、2兆1,508億円となりました。また譲渡性預金を含めた総預金は、期中1,437億円増加して、2兆2,579億円となりました。

貸出金につきましては、公共貸出が増加したほか、法人向け貸出も堅調に推移したことにより、期末残高は期中318億円増加して、1兆4,197億円となりました。

有価証券につきましては、運用資産の効率化を図る一方で、市場動向を注視し適切な運用に努めました結果、国内債券を中心に期中287億円増加して、期末残高は8,033億円となりました。

損益面につきましては、経常収益は貸出金等の利回り低下による資金運用収益の減少を主因として、前期比1億28百万円減少の422億2百万円となりました。一方、経常費用は営業経費の削減および与信費用の減少等により、前期比15億99百万円減少の363億82百万円となりました。この結果、経常利益は前期比14億70百万円増益の58億19百万円となり、当期純利益は前期比11億34百万円増益の34億78百万円となりました。

□. リース業務部門

リース業務の経常収益は、前期比2億58百万円減少して、55億34百万円となりました。一方、セグメント利益はリース原価の減少等により、前期比1百万円増益の3億55百万円となりました。

ハ. その他の業務部門

その他の業務の経常収益は、前期比7億25百万円減少して、63億94百万円となりました。一方、セグメント利益は与信費用の減少等により、前期比44百万円増益の5億14百万円となりました。

(対処すべき課題)

平成23年3月11日に発生した「東日本大震災」や原子力災害の影響により、当県は勿論のこと、東北をはじめとする広範囲な地域に甚大な被害がもたらされました。復興需要の下支えもあり、徐々に景気は回復基調に向かっておりますが、欧州の財政問題に端を発した世界経済の低迷等もあり、金融機関を取り巻く環境は非常に厳しい状況にあります。

このような中ではありますが、私ども地域金融機関には、確固たる経営基盤を確立し、地域金融の中心的担い手として地域の復興支援および経済の活性化に貢献していくことが、強く求められております。

平成24年度は、第13次中期経営計画の最終年度として、「お客さまから選ばれ続ける『強い』銀行」への進化を実現するべく、地域やお客さまとの接点を一層深化させるとともに、コンサルティング機能の強化に向けた人材の育成に努め、地域経済活性化への貢献を果たしていくことで、お客さまとともに成長を続ける銀行を目指してまいります。

当行グループは、これからも株主の皆さまにより積極的な情報開示を行うとともに、経営の透明性向上に努めてまいりますので、一層のご支援、ご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 企業集団および当行の財産および損益の状況

イ. 企業集団の財産および損益の状況

(単位：億円)

| | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
|------------------------|----------------|---------------|---------------|---------------|
| 連結経常収益 | 百万円 58,980 | 百万円 55,481 | 百万円 53,818 | 百万円 53,142 |
| 連結経常利益 (△は連結経常損失) | 百万円 △14,914 | 百万円 3,831 | 百万円 5,151 | 百万円 6,695 |
| 連結当期純利益 (△は連結当期純損失) | 百万円 △13,431 | 百万円 2,195 | 百万円 2,396 | 百万円 3,498 |
| 連結包括利益 | | 百万円 11,622 | 百万円 1,468 | 百万円 9,409 |
| 連結純資産額 | 670 | 862 | 860 | 937 |
| 連結総資産 | 21,626 | 22,237 | 23,175 | 24,535 |

注 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

□. 当行の財産および損益の状況

(単位：億円)

| | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
|------------------------------|----------------|--------------|--------------|--------------|
| 預 金 | 19,568 | 20,389 | 20,546 | 21,508 |
| 定期性預金 | 9,846 | 10,280 | 10,140 | 10,131 |
| その他 | 9,722 | 10,109 | 10,405 | 11,377 |
| 社 債 | 200 | 200 | 200 | — |
| 貸 出 金 | 14,121 | 13,836 | 13,879 | 14,197 |
| 個人向け | 2,878 | 2,864 | 2,834 | 2,812 |
| 中小企業向け | 5,002 | 4,705 | 4,594 | 4,534 |
| その他 | 6,241 | 6,266 | 6,451 | 6,850 |
| 商品有価証券 | 6 | 5 | 4 | 2 |
| 有 価 証 券 | 5,831 | 6,433 | 7,746 | 8,033 |
| 国 債 | 2,002 | 2,665 | 3,389 | 3,413 |
| その他 | 3,828 | 3,767 | 4,357 | 4,620 |
| 総 資 産 | 21,414 | 22,055 | 23,004 | 24,369 |
| 内国為替取扱高 | 142,161 | 149,178 | 150,511 | 150,337 |
| 外国為替取扱高 | 百万ドル 574 | 百万ドル 697 | 百万ドル 615 | 百万ドル 663 |
| 経 常 利 益 (△は経常損失) | 百万円 △14,006 | 百万円 3,087 | 百万円 4,349 | 百万円 5,819 |
| 当 期 純 利 益 (△は当期純損失) | 百万円 △13,212 | 百万円 2,122 | 百万円 2,344 | 百万円 3,478 |
| 1株当たり当期純利益 (△は1株当たり当期純損失) | 円 銭 △75 23 | 円 銭 11 14 | 円 銭 11 17 | 円 銭 16 80 |

注 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益（または1株当たり当期純損失）は、当期純利益（または当期純損失）を期中の平均発行済株式数（自己株式数を控除した株式数）で除して算出しております。

(3) 企業集団の使用人の状況

イ. 企業集団における使用人数

| | 当 年 度 末 | | | | 前 年 度 末 | | | |
|------|---------|--------|-------|--------|---------|--------|-------|--------|
| | 銀行業務 | 銀行周辺業務 | リース業務 | その他の業務 | 銀行業務 | 銀行周辺業務 | リース業務 | その他の業務 |
| 使用人数 | 1,460人 | 55人 | 16人 | 38人 | 1,477人 | 61人 | 15人 | 41人 |

注 使用人数には、臨時雇員および嘱託は含まれておりません。なお、在籍者数で記載しております。

ロ. 当行の使用人の状況

| | 当 年 度 末 | 前 年 度 末 |
|--------|---------|---------|
| 使用人数 | 1,460人 | 1,477人 |
| 平均年齢 | 41年6月 | 41年1月 |
| 平均勤続年数 | 19年10月 | 19年6月 |
| 平均給与月額 | 386千円 | 391千円 |

- 注 1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 使用人数には、臨時雇員および嘱託は含まれておりません。なお、在籍者数で記載しております。
 3. 平均給与月額は、時間外勤務手当等を含み賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

(4) 企業集団の主要な営業所等の状況

イ. 銀行業務

① 営業所数の推移

| | 当 年 度 末 | | 前 年 度 末 | |
|-------|---------|--------|---------|--------|
| | 店 | うち出張所 | 店 | うち出張所 |
| 青 森 県 | 96 | (10) | 96 | (10) |
| 秋 田 県 | 2 | (ー) | 2 | (ー) |
| 北 海 道 | 4 | (ー) | 4 | (ー) |
| 東 京 都 | 1 | (ー) | 1 | (ー) |
| 宮 城 県 | 1 | (ー) | 1 | (ー) |
| 岩 手 県 | 1 | (ー) | 1 | (ー) |
| 合 計 | 105 | (10) | 105 | (10) |

注 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を271か所（前年度末276か所）設置しております。

② 当年度新設営業所

| 営業所名 | 所在地 |
|------------|----------------------|
| 堀口支店 | 青森県三沢市大字三沢字堀口117番35号 |
| 本店営業部幸畑出張所 | 青森県青森市幸畑五丁目2番1号 |

- 注 1. 本店営業部幸畑出張所は、平成23年6月1日をもって、幸畑支店より出張所へ種類変更しております。
 2. 平成23年12月12日に八戸支店南郷出張所を八戸支店に統合いたしました。
 3. 上記のほか、当年度において次の店舗外現金自動設備を新設いたしました。
 ○店舗外現金自動設備（1か所）
 ・カブセンター西青森店（青森市）
 ○株式会社イーネット提携店舗外現金自動設備（8か所）

□. 銀行周辺業務、リース業務およびその他の業務

| | 当 年 度 末 | 前 年 度 末 |
|------------------|---------|---------|
| 銀行周辺業務 | 青森県 3 店 | 青森県 3 店 |
| 青銀甲田株式会社 | 青森県 1 | 青森県 1 |
| 青銀ビジネスサービス株式会社 | 青森県 2 | 青森県 2 |
| リース業務 | 青森県 5 店 | 青森県 5 店 |
| あおぎんリース株式会社 | 青森県 5 | 青森県 5 |
| その他の業務 | 青森県 3 店 | 青森県 3 店 |
| あおぎんディーシーカード株式会社 | 青森県 1 | 青森県 1 |
| あおぎんクレジットカード株式会社 | 青森県 1 | 青森県 1 |
| あおぎん信用保証株式会社 | 青森県 1 | 青森県 1 |

(5) 企業集団の設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

| 事業セグメント | 金額 |
|---------|-------|
| 銀行業務 | 1,194 |
| リース業務 | 6 |
| 合計 | 1,201 |

注 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ. 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

| 事業セグメント | 内容 | 金額 |
|---------|--------------|-------|
| 銀行業務 | 店舗新設・改修等 | 243 |
| | 事務機器・現金自動設備等 | 387 |
| | ソフトウェア | 463 |
| 合計 | | 1,094 |

注 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(6) 重要な親会社および子会社等の状況

イ. 親会社の状況

当行は、親会社を有しておりません。

□. 子会社等の状況

| 会社名 | 所在地 | 主要業務内容 | 設立年月日 | 資本金 | 当行が有する子会社等の議決権比率 | その他 |
|------------------|----------------|--------------|------------|-----------|------------------|-----|
| 青銀甲田株式会社 | 青森市古川一丁目16番16号 | 不動産賃貸業務 | 昭和38年3月1日 | 百万円 10 | 100.00% | — |
| 青銀ビジネスサービス株式会社 | 青森市橋本一丁目5番18号 | 銀行事務代行業務 | 昭和63年4月1日 | 20 | 100.00 | — |
| あおぎんディーシーカード株式会社 | 青森市新町二丁目2番7号 | クレジットカード業務 | 昭和60年7月23日 | 20 | 5.00 | — |
| あおぎんリース株式会社 | 青森市古川一丁目16番16号 | 各種機械器具の賃貸 | 昭和60年10月5日 | 60 | 5.00 | — |
| あおぎんクレジットカード株式会社 | 青森市古川一丁目16番16号 | クレジットカード業務 | 平成2年11月28日 | 36 | 4.16 | — |
| あおぎん信用保証株式会社 | 青森市古川一丁目16番16号 | 住宅ローンの信用保証業務 | 昭和55年1月25日 | 30 | 2.50 | — |

- 注 1. 上記の6社はすべて連結対象としております。
 2. 議決権比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
 3. 当期の連結経常収益は53,142百万円、連結当期純利益は3,498百万円となりました。

重要な業務提携の概況

1. 地方銀行64行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称A C S）を行っております。
2. 地方銀行64行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称M I C S）を行っております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行64行の共同出資会社、略称C N S）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
4. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しおよび現金自動預入れのサービスを行っております。
5. 株式会社セブン銀行、株式会社イーネットとの提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した現金自動設備による現金自動引出しおよび現金自動預入れ等のサービスを行っております。

2. 会社役員（取締役および監査役）に関する事項

(1) 会社役員の状態

(年度末現在)

| 氏名 | 地位および担当 | 重要な兼職 | その他 |
|---------|-------------------|---|-----|
| 加福善貞 | 取締役会長 (代表取締役) | | |
| 浜谷哲 | 取締役頭取 (代表取締役) | | |
| 高屋敷正 | 常務取締役 | | |
| 菊地直光 | 常務取締役 | | |
| 安達尚二 | 常務取締役 (青森地区統括) | | |
| 成田晋 | 常務取締役 | | |
| 須藤光昭 | 取締役 (審査部長) | | |
| 福井尚二 | 取締役 (東京支店長) | | |
| 林光男 | 取締役 (社外取締役) | 青森三菱電機機器販売株式会社 代表取締役会長 株式会社シンク代表取締役社長 青森商工会議所会頭 青森県商工会議所連合会会長 | |
| 杉田浩 | 常勤監査役 | | |
| 沢向昇一 | 監査役 | | |
| 大沢一實 | 監査役 (社外監査役) | 弁護士法人たいよう総合法律経済 事務所代表社員 | |
| 七尾 三郎兵衛 | 監査役 (社外監査役) | 東洋建物管理株式会社 代表取締役社長 | |
| 清藤哲夫 | 監査役 (社外監査役) | 株式会社弘前公益社 代表取締役社長 アップルウェブ株式会社 代表取締役社長 株式会社ゆうネット弘前 代表取締役社長 | |

- 注 1. 取締役林 光男氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
2. 監査役大沢一實氏、七尾三郎兵衛氏および清藤哲夫氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
3. 当事業年度中に退任した取締役および監査役は次のとおりであります。
- | (氏名) | (退任時の地位および担当) | (退任年月日) |
|-------|---------------|------------|
| 内藤 敦 | 常務取締役 | 平成23年6月24日 |
| 佐々木 亨 | 常務取締役 | 平成23年6月24日 |
| 田中 憲一 | 監査役 | 平成23年6月24日 |

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

| 区 分 | 支給人数 | 報酬等 |
|-----|------|----------|
| 取締役 | 11名 | 175 (43) |
| 監査役 | 6名 | 32 |
| 計 | 17名 | 208 (43) |

- 注 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 上記には、平成23年6月24日開催の第103期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名および監査役1名を含んでおります。
3. 平成18年6月29日開催の第98期定時株主総会決議により定められた報酬等の限度額（使用人兼務取締役の使用人分給与を除く。）は、年額252百万円（取締役216百万円、監査役36百万円）であります。また、上記取締役の報酬等の限度額とは別に、平成22年6月25日開催の第102期定時株主総会決議により定められた株式報酬型ストックオプションとしての報酬等の限度額は、年額40百万円であります。
4. 上記のほか、使用人兼務取締役の使用人分報酬等を次のとおり支給しております。
 取締役 3名 29百万円
5. 上記には、当事業年度に計上した役員賞与18百万円（取締役18百万円）、株式報酬型ストックオプション報酬額25百万円（取締役25百万円）を含めており、これらの額を括弧内に内書きしております。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

| 氏 名 | 兼 職 そ の 他 の 状 況 |
|----------|---|
| 林 光 男 | 青森三菱電機機器販売株式会社代表取締役会長 株式会社シンク代表取締役社長 青森商工会議所会頭 青森県商工会議所連合会会長 |
| 大 沢 一 實 | 弁護士法人たいよう総合法律経済事務所代表社員 |
| 七 尾 三郎兵衛 | 東洋建物管理株式会社代表取締役社長 |
| 清 藤 哲 夫 | 株式会社弘前公益社代表取締役社長 アップルウェーブ株式会社代表取締役社長 株式会社ゆうネット弘前代表取締役社長 |

注 上記に掲げる社外役員が業務執行取締役等を兼任している法人等と当行との間には、通常の銀行取引があります。また、当行と弁護士法人たいよう総合法律経済事務所との間には顧問契約があります。

(2) 社外役員的主要活動状況

| 氏名 | 在任期間 | 取締役会および監査役会への出席状況 | 取締役会および監査役会における発言その他の活動状況 |
|----------|-------|---|--|
| 林 光 男 | 4年10月 | 当期開催の取締役会15回のうち10回に出席しております。 | 主に、会社経営者としての立場から議案の審議に必要な発言を適宜行っております。 |
| 大 沢 一 實 | 7年10月 | 当期開催の取締役会15回のうち14回に出席し、当期開催の監査役会14回のすべてに出席しております。 | 主に、弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。 |
| 七 尾 三郎兵衛 | 3年10月 | 当期開催の取締役会15回のうち13回に出席し、当期開催の監査役会14回のうち13回に出席しております。 | 主に、会社経営者としての立場から議案の審議に必要な発言を適宜行っております。 |
| 清 藤 哲 夫 | 3年10月 | 当期開催の取締役会15回のうち11回に出席し、当期開催の監査役会14回のうち11回に出席しております。 | 主に、会社経営者としての立場から議案の審議に必要な発言を適宜行っております。 |

(3) 責任限定契約

当行は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役および社外監査役との間に、同法第423条第1項に規定する社外取締役および社外監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。

当行は、定款の規定に従い、社外取締役である林 光男氏および社外監査役である大沢一實氏、七尾三郎兵衛氏ならびに清藤哲夫氏と、同法第425条第1項各号に定める額の合計額を賠償責任の限度額とする契約を締結しております。

(4) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

| | 支給人数 | 銀行からの報酬等 | 銀行の親会社等からの報酬等 |
|--------|------|----------|---------------|
| 報酬等の合計 | 4名 | 13 | — |

注 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

5. 当行の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

| | 新株予約権等の内容の概要 | 新株予約権等を有する者の人数 |
|------------------|--|----------------|
| 取締役 (社外役員を除く) | ① 名称 株式会社青森銀行 第1回 新株予約権 ② 新株予約権の割当日 平成22年7月30日 ③ 新株予約権の数 1,062個 ④ 目的となる株式の種類および数 普通株式 106,200株 ⑤ 新株予約権の行使期間 平成22年7月31日から平成52年7月30日まで ⑥ 権利行使価額（1株当たり） 1円 ⑦ 権利行使についての主な条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間以内に限り、新株予約権を行使することができる。 | 6名 |
| | ① 名称 株式会社青森銀行 第2回 新株予約権 ② 新株予約権の割当日 平成23年7月29日 ③ 新株予約権の数 1,306個 ④ 目的となる株式の種類および数 普通株式 130,600株 ⑤ 新株予約権の行使期間 平成23年7月30日から平成53年7月29日まで ⑥ 権利行使価額（1株当たり） 1円 ⑦ 権利行使についての主な条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間以内に限り、新株予約権を行使することができる。 | 8名 |
| 社外取締役 | — | — |
| 監査役 | — | — |

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

| | 新株予約権等の内容の概要 | 新株予約権等を交付した者の人数 |
|------|---|-----------------|
| 執行役員 | <ul style="list-style-type: none">① 名称 株式会社青森銀行 第2回 新株予約権② 新株予約権の割当日 平成23年7月29日③ 新株予約権の数 282個④ 目的となる株式の種類および数 普通株式 28,200株⑤ 新株予約権の行使期間 平成23年7月30日から平成53年7月29日まで⑥ 権利行使価額（1株当たり） 1円⑦ 権利行使についての主な条件 新株予約権者は、当行の執行役員の地位を喪失した日の翌日から10日間以内に限り、新株予約権を行使することができる。 | 4名 |

6. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

| 氏名又は名称 | 当該事業年度に係る報酬等 | その他 |
|---|--------------|-----|
| 新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員 植村文雄 指定有限責任社員 久保澤和彦 指定有限責任社員 佐藤武男 | 61 | — |

- 注 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記報酬等の額には、これらの合計金額を記載しております。
3. 当行、当行の子会社および子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は67百万円であります。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は監査役会の承認を得て、株主総会に会計監査人の解任又は不再任の議案を提出いたします。

7. 業務の適正を確保する体制

内部統制システムの整備に関する基本方針

会社法第362条第4項第6号および第5項に基づき、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備に関し、取締役会においてその基本方針として以下の8項目につき決議しております。

(1) 取締役、執行役員、理事および職員等（以下「役職員等」という。）の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- イ. 取締役会は、役職員等が法令等遵守の重要性を認識するとともに、反社会的勢力との関係遮断を含めた社会的規範を遵守し、その職務を遂行するため、「青森銀行倫理憲章」を定め、法令等遵守に関する基本方針および基準ならびに研修実施計画等を決定し、周知徹底を図る。
- ロ. 取締役会は、法令等遵守に関する全行横断的な一元管理および必要な事項を審議、決定、指示する「法令等遵守経営会議」を設置し、法令等遵守の徹底の実効性を確保する。また、「法令等遵守経営会議」は、審議事項等を取締役に報告する。
- ハ. 法令等遵守に関する統括部署として、リスク統括部法務コンプライアンス室を設置する他、各本店にはコンプライアンス担当責任者を置き、法令等遵守体制の整備および維持を図る。必要に応じて各担当部署にて、規則・ガイドラインの策定および研修を実施する。
- ニ. 取締役は、法令または定款に違反する重要な事実等を発見した場合は、すみやかに監査役に報告する。
- ホ. 執行役員、理事および職員等は、組織的又は個人的な法令に反する行為等を発見した場合は、すみやかにコンプライアンス通報窓口へ報告する。
- ヘ. 内部監査部署である監査部は、各本店における法令等の遵守状況について監査を実施し、その結果を取締役会および監査役会に報告する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理に関する規程等を制定し、保存および管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 当行は、当行の業務執行に係るリスクとして、以下①から④のリスクに分類し、管理する。
①信用リスク ②市場リスク ③流動性リスク ④オペレーショナル・リスク
- ロ. 取締役会は、リスク管理規程を定め、リスク管理に関する方針の決定ならびに統括部署としてのリスク統括部および横断的組織としてのリスク管理委員会を設置し、リスクを管理する。
- ハ. 各リスクについては、リスク毎の管理規程等に定める担当部署が、リスクを管理する。
- ニ. 監査部は、リスク管理体制の有効性について監査を実施し、その結果を取締役会および監査役会に報告する。
- ホ. 不測の事態が発生した場合には、緊急事態対策委員会を設置し、適切かつ迅速な対応策を審議・決定し、損害の拡大を防止する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 取締役会は、役職員等の業務執行の基本となる中期経営計画を定めるとともに、事業年度毎の経営計画を策定する。
- ロ. 取締役会は、組織および職制・分掌・権限に関する規程等を制定し、効率的に業務を遂行する。
- ハ. 取締役は、業務執行状況について取締役会に報告する。

(5) 当行およびグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ. グループ会社の統括部署である総合企画部は、法令等遵守体制やリスク管理体制の整備等内部統制システムの構築を目的に、グループ会社の運営に関する要領を制定し、業務管理部署を定め、当行への協議および報告ならびにモニタリング等を実施する。
- ロ. グループ会社の役職員等が法令等違反に関する重要な事実を発見した場合には、リスク統括部に報告する。リスク統括部はすみやかに取締役および監査役に報告する。
- ハ. 監査部は、グループ会社の業務執行状況について監査を実施し、その結果を取締役会および監査役会に報告する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および所定の使用人の取締役からの独立性に関する事項

- イ. 監査役室を設置し、監査役の職務を補助する職員を配置することにより、有効な監査役の監査を確保する。
- ロ. 監査役補助者は業務の執行にかかる役職を兼務せず、監査役の指揮命令下で職務を遂行する。

(7) 役職員等が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- イ. 取締役は、法令等に違反する重要な事実または当行に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見した場合には、監査役に必要な報告および情報を提供する。
- ロ. 監査役は、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、取締役会の他、常務会や法令等遵守経営会議など重要な会議に出席できるものとし、必要に応じて役職員等にその報告を求める。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ. 監査役会は、代表取締役と経営課題、監査上の重要課題等について定期的に意見交換をする。
- ロ. 監査役は、会計監査人と会計監査内容について、定期的に意見および情報の交換を行い、監査の実効性を確保する。

第104期末 (平成24年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|---------------|-----------|----------------|-----------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 現金預け | 71,763 | 預金 | 2,150,825 |
| 現金 | 33,848 | 当座預金 | 55,979 |
| 預け | 37,915 | 座金 | 983,335 |
| 預 | 98,000 | 通預金 | 38,872 |
| コ | 858 | 定期預金 | 6,424 |
| 買 | 269 | 短期預金 | 1,012,928 |
| 入 | 205 | 長期預金 | 174 |
| 品 | 63 | 他預金 | 53,111 |
| 商 | 803,392 | の預金 | 107,120 |
| 商 | 341,315 | 渡性預金 | 64,425 |
| 有 | 193,571 | 外入預金 | 64,425 |
| 国 | 182,287 | 為替預金 | 2 |
| 地 | 22,264 | 為替預金 | 1 |
| 社 | 63,954 | 他人預金 | 1 |
| 株 | 1,419,710 | 人預金 | 4,893 |
| そ | 4,957 | 未払費用 | 74 |
| の | 61,309 | 未払税金 | 1,534 |
| 出 | 1,235,147 | 未払利息 | 613 |
| 引 | 118,296 | 未払手数料 | 0 |
| 手 | 1,849 | 未払引当金 | 0 |
| 形 | 1,848 | 引当金 | 845 |
| 書 | 0 | 引当金 | 1,825 |
| 座 | 9,356 | 引当金 | 609 |
| 為 | 2 | 引当金 | 3,026 |
| 預 | 4,230 | 引当金 | 479 |
| け | 5,095 | 引当金 | 2,259 |
| 替 | 21,854 | 引当金 | 16,881 |
| 替 | 7,397 | 引当金 | 2,350,523 |
| 産 | 12,442 | | |
| 用 | 583 | (純資産の部) | |
| 益 | 1,431 | 資本 | 19,562 |
| 金 | 1,843 | 本利 | 12,916 |
| 拠 | 1,527 | 剰余金 | 12,916 |
| 証 | 49 | 準備金 | 43,568 |
| 入 | 266 | 剰余金 | 6,646 |
| 証 | 3,899 | 剰余金 | 36,922 |
| の | 16,881 | 剰余金 | 32,000 |
| 資 | △ 12,742 | 剰余金 | 4,922 |
| 産 | | 剰余金 | △ 1,319 |
| の | | 剰余金 | 74,727 |
| 部 | | 剰余金 | 9,246 |
| 合 | | 剰余金 | △ 95 |
| 計 | | 剰余金 | 2,487 |
| | | 剰余金 | 11,638 |
| | | 剰余金 | 49 |
| | | 剰余金 | 86,415 |
| | | 剰余金 | 2,436,938 |

第104期 (平成23年4月1日から平成24年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 |
|---|---|
| 経常収益 資金運用収益 貸付の利息 有価証券の利息 買預金の利息 役務受取の利息 その他 外国債 株金 経常費用 預金 借入金 社金 役務受取 その他 商国 国金 営 所の 貸付 株金 の 常 利 益 | 42,202 33,590 24,941 8,448 118 28 46 6 5,368 1,425 3,943 2,457 55 2,402 785 1 158 0 626 <hr/> 2,391 1,861 185 4 158 53 95 33 2,516 340 2,175 1,029 2 528 354 3 141 25,556 4,888 1,505 111 2,162 501 607 <hr/> 5,819 |

(単位：百万円)

| 科 目 | | | | | | | 金 額 | |
|---------|---------|---------|-------|-----------|-----------------|-----------------|--------------|--|
| 特 別 利 益 | 固 定 資 産 | 減 損 資 産 | 処 分 益 | 特 別 減 損 益 | 税 引 前 当 期 純 利 益 | 税 引 前 当 期 純 利 益 | 1 | |
| | | | | | | | <u>1</u> | |
| | | | | | | | 519 | |
| | | | | | | | <u>264</u> | |
| | | | | | | | <u>254</u> | |
| | | | | | | | <u>5,301</u> | |
| | | | | | | | 118 | |
| | | | | | | | 1,704 | |
| | | | | | | | <u>1,822</u> | |
| | | | | | | | <u>3,478</u> | |

第104期 (平成23年4月1日から平成24年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 |
|-----------------|---------|
| 株主資本 | |
| 資本金 | |
| 当期首残高 | 19,562 |
| 当期変動額 | |
| 当期変動額合計 | — |
| 当期末残高 | 19,562 |
| 資本剰余金 | |
| 資本準備金 | |
| 当期首残高 | 12,916 |
| 当期変動額 | |
| 当期変動額合計 | — |
| 当期末残高 | 12,916 |
| 資本剰余金合計 | |
| 当期首残高 | 12,916 |
| 当期変動額 | |
| 当期変動額合計 | — |
| 当期末残高 | 12,916 |
| 利益剰余金 | |
| 利益準備金 | |
| 当期首残高 | 6,646 |
| 当期変動額 | |
| 当期変動額合計 | — |
| 当期末残高 | 6,646 |
| その他利益剰余金 | |
| 別途積立金 | |
| 当期首残高 | 31,000 |
| 当期変動額 | |
| 別途積立金の積立 | 1,000 |
| 当期変動額合計 | 1,000 |
| 当期末残高 | 32,000 |
| 繰越利益剰余金 | |
| 当期首残高 | 3,748 |
| 当期変動額 | |
| 剰余金の配当 | △ 1,254 |
| 別途積立金の積立 | △ 1,000 |
| 当期純利益 | 3,478 |
| 自己株式の処分 | △ 20 |
| 土地再評価差額金の取崩 | △ 30 |
| 当期変動額合計 | 1,173 |
| 当期末残高 | 4,922 |

| 科 目 | 金 額 |
|----------------------|---------|
| 利益剰余金合計 | |
| 当期首残高 | 41,394 |
| 当期変動額 | |
| 剰余金の配当 | △ 1,254 |
| 当期純利益 | 3,478 |
| 自己株式の処分 | △ 20 |
| 土地再評価差額金の取崩 | △ 30 |
| 当期変動額合計 | 2,173 |
| 当期末残高 | 43,568 |
| 自己株式 | |
| 当期首残高 | △ 869 |
| 当期変動額 | |
| 自己株式の取得 | △ 566 |
| 自己株式の処分 | 116 |
| 当期変動額合計 | △ 450 |
| 当期末残高 | △ 1,319 |
| 株主資本合計 | |
| 当期首残高 | 73,003 |
| 当期変動額 | |
| 剰余金の配当 | △ 1,254 |
| 当期純利益 | 3,478 |
| 自己株式の取得 | △ 566 |
| 自己株式の処分 | 96 |
| 土地再評価差額金の取崩 | △ 30 |
| 当期変動額合計 | 1,723 |
| 当期末残高 | 74,727 |
| 評価・換算差額等 | |
| その他有価証券評価差額金 | |
| 当期首残高 | 4,258 |
| 当期変動額 | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額 (純額) | 4,988 |
| 当期変動額合計 | 4,988 |
| 当期末残高 | 9,246 |
| 繰延ヘッジ損益 | |
| 当期首残高 | △ 179 |
| 当期変動額 | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額 (純額) | 83 |
| 当期変動額合計 | 83 |
| 当期末残高 | △ 95 |

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 |
|----------------------|---------|
| 土地再評価差額金 | |
| 当期首残高 | 2,133 |
| 当期変動額 | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額 (純額) | 354 |
| 当期変動額合計 | 354 |
| 当期末残高 | 2,487 |
| 評価・換算差額等合計 | |
| 当期首残高 | 6,212 |
| 当期変動額 | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額 (純額) | 5,425 |
| 当期変動額合計 | 5,425 |
| 当期末残高 | 11,638 |
| 新株予約権 | |
| 当期首残高 | 23 |
| 当期変動額 | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額 (純額) | 26 |
| 当期変動額合計 | 26 |
| 当期末残高 | 49 |
| 純資産合計 | |
| 当期首残高 | 79,239 |
| 当期変動額 | |
| 剰余金の配当 | △ 1,254 |
| 当期純利益 | 3,478 |
| 自己株式の取得 | △ 566 |
| 自己株式の処分 | 96 |
| 土地再評価差額金の取崩 | △ 30 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額 (純額) | 5,451 |
| 当期変動額合計 | 7,175 |
| 当期末残高 | 86,415 |

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社及び子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

| | |
|-----|--------|
| 建 物 | 3年～60年 |
| その他 | 2年～20年 |

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のは零としております。

5. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と

認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は15,313百万円であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

8. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

追加情報

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日）を適用しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額 27百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,686百万円、延滞債権額は30,939百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は16百万円であります。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は4,302百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は36,944百万円であります。
なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、4,957百万円であります。
7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

| | |
|-------------|------------|
| 担保に供している資産 | |
| 有価証券 | 104,326百万円 |
| 担保資産に対応する債務 | |
| 預金 | 3,697百万円 |
| 借入金 | 53,660百万円 |

上記のほか、為替決済等の取引の担保として有価証券70,136百万円を差し入れております。
また、その他の資産のうち保証金は22百万円であります。
8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は345,046百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが343,189百万円あります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成13年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価格を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価格に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算、間口狭小補正等により合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 6,067百万円

- | | |
|--------------------|-----------|
| 10. 有形固定資産の減価償却累計額 | 31,372百万円 |
| 11. 有形固定資産の圧縮記帳額 | 1,356百万円 |
12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金10,000百万円が含まれておりません。
13. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は5,790百万円であります。
- | | |
|--------------------|-----------|
| 14. 関係会社に対する金銭債権総額 | 10,292百万円 |
| 15. 関係会社に対する金銭債務総額 | 6,227百万円 |

（損益計算書関係）

- | | |
|----------------------|--------|
| 1. 関係会社との取引による収益 | |
| 資金運用取引に係る収益総額 | 165百万円 |
| 役員取引等に係る収益総額 | 45百万円 |
| その他業務・その他経常取引に係る収益総額 | 49百万円 |
| 関係会社との取引による費用 | |
| 資金調達取引に係る費用総額 | 2百万円 |
| 役員取引等に係る費用総額 | 409百万円 |
| その他業務・その他経常取引に係る費用総額 | 857百万円 |

2. 当行は、減損損失の算定にあたり、営業用店舗については営業店単位（連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位）を基礎とする管理会計上の区分で、その他遊休施設等については、各々独立した単位でグルーピングを行っております。また、本部、事務センター、青森県内の社宅・寮、厚生施設等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから、共用資産としております。

その結果、営業利益の減少によるキャッシュ・フローの低下及び継続的な地価の下落により、投資額の回収が見込めなくなった資産について、以下のとおり減損損失を計上しております。

| 地 域 | 主 な 用 途 | 種 類 | 減 損 損 失 |
|------|---------|---------|--|
| 青森県内 | 営 業 店 舗 | 土地建物3か所 | 170百万円 |
| | 遊 休 資 産 | 土地 5か所 | 10百万円 |
| 青森県外 | 営業店舗等 | 土地建物4か所 | 73百万円 |
| | | | 合計 254百万円 (うち建物 184百万円) (うち土地 70百万円) |

なお、資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、「不動産鑑定評価基準」（国土交通省平成14年7月3日改正）に準拠して評価した額から処分費用見込額を控除して算定しております。

3. 関連当事者との間の取引のうち、重要なものの内訳は以下のとおりであります。

| 属性 | 名称 | 住所 | 資本金又は出資金 (百万円) | 事業の内容 | 議決権の 所有割合 (%) | 関係内容 | | 取引の 内容 | 取引金額 (百万円) |
|------|----------------------|------------|-------------------|------------------|---------------------|-------------------|----------------|-----------|---------------|
| | | | | | | 役員の 兼任等 (人) | 事業上 の関係 | | |
| 子法人等 | あおぎん 信用保証 株式会社 | 青森県 青森市 | 30 | 住宅ローンの 信用保証業務 | 2.5 | 0 | 住宅ローンの 債務保証 | 被債務保証 | 216,595 |

(株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

| | 当事業年度期首 株 式 数 | 当事業年度 増加株式数 | 当事業年度 減少株式数 | 当事業年度末 株 式 数 | 摘 要 |
|------|------------------|----------------|----------------|-----------------|------|
| 自己株式 | | | | | |
| 普通株式 | 2,544 | 2,257 | 389 | 4,413 | 注1、2 |
| 合 計 | 2,544 | 2,257 | 389 | 4,413 | |

注 1. 普通株式の自己株式の増加2,257千株のうち、2,248千株は定款の定めによる取締役会決議に基づく買受による増加、また9千株は単元未満株式の買取による増加であります。

2. 普通株式の自己株式の減少389千株のうち、345千株は従業員持株ESOP信託による売却による減少、また44千株は新株予約権の行使による減少であります。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

1. 売買目的有価証券 (平成24年3月31日現在)

| | 当事業年度の損益に含まれた 評価差額 (百万円) |
|----------|-----------------------------|
| 売買目的有価証券 | 0 |

2. 満期保有目的の債券 (平成24年3月31日現在)

| | 種 類 | 貸借対照表計上額 (百万円) | 時 価 (百万円) | 差 額 (百万円) |
|------------------------|-----|-------------------|--------------|--------------|
| 時価が貸借対照表計上額 を超えるもの | 社 債 | 6,052 | 6,139 | 86 |
| | その他 | 4,812 | 4,916 | 103 |
| | 小 計 | 10,865 | 11,055 | 190 |
| 時価が貸借対照表計上額 を超えないもの | 社 債 | 300 | 299 | △0 |
| | その他 | 4,259 | 4,234 | △25 |
| | 小 計 | 4,559 | 4,533 | △26 |
| 合 計 | | 15,425 | 15,589 | 164 |

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 (平成24年3月31日現在)

| | 貸借対照表計上額 (百万円) | 時 価 (百万円) | 差 額 (百万円) |
|------------|-------------------|--------------|--------------|
| 子会社・子法人等株式 | — | — | — |
| 関連法人等株式 | — | — | — |
| 合 計 | — | — | — |

注 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

| | 貸借対照表計上額 (百万円) |
|------------|-------------------|
| 子会社・子法人等株式 | 27 |
| 関連法人等株式 | — |
| 合 計 | 27 |

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社・子法人等株式及び関連法人等株式」には含めておりません。

4. その他有価証券（平成24年3月31日現在）

| | 種 類 | 貸借対照表計上額 (百万円) | 取得原価 (百万円) | 差 額 (百万円) |
|--------------------------|-------|-------------------|---------------|--------------|
| 貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの | 株 式 | 5,445 | 4,500 | 945 |
| | 債 券 | 655,912 | 639,007 | 16,904 |
| | 国 債 | 341,315 | 333,583 | 7,731 |
| | 地 方 債 | 184,191 | 177,090 | 7,101 |
| | 社 債 | 130,405 | 128,333 | 2,071 |
| | その他 | 24,874 | 23,703 | 1,171 |
| | 外国証券 | 18,637 | 17,870 | 767 |
| | そ の 他 | 6,236 | 5,833 | 403 |
| | 小 計 | 686,232 | 667,211 | 19,020 |
| 貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの | 株 式 | 15,207 | 18,310 | △3,103 |
| | 債 券 | 54,909 | 54,974 | △65 |
| | 地 方 債 | 9,380 | 9,412 | △32 |
| | 社 債 | 45,529 | 45,562 | △32 |
| | その他 | 29,640 | 31,197 | △1,556 |
| | 外国証券 | 18,269 | 18,561 | △292 |
| | そ の 他 | 11,371 | 12,635 | △1,264 |
| | 小 計 | 99,757 | 104,483 | △4,725 |
| 合 計 | | 785,990 | 771,695 | 14,295 |

注 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

| | 貸借対照表計上額 (百万円) |
|-----|-------------------|
| 株 式 | 1,582 |
| その他 | 366 |
| 合 計 | 1,949 |

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）
該当ありません。

6. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

| | 売却額 (百万円) | 売却益の合計額 (百万円) | 売却損の合計額 (百万円) |
|-------|--------------|------------------|------------------|
| 株 式 | 4,418 | 124 | 2,162 |
| 債 券 | 173,233 | 1,493 | 316 |
| 国 債 | 154,331 | 1,118 | 316 |
| 地 方 債 | 18,600 | 373 | — |
| 社 債 | 301 | 1 | — |
| その他 | 6,280 | 942 | 211 |
| 外国証券 | 5,441 | 908 | 30 |
| そ の 他 | 839 | 33 | 181 |
| 合 計 | 183,932 | 2,560 | 2,690 |

7. 減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額は、501百万円（株式）であります。

なお、当該有価証券の減損にあたっては、時価が取得原価に比べて50%以上下落したものと及び時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落したのから時価の回復する見込みがあると認められる場合を除いたものを減損処理の対象としております。

（金銭の信託関係）

該当ありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

| | |
|--------------|----------|
| 繰延税金資産 | |
| 貸倒引当金 | 8,033百万円 |
| 税務上の繰越欠損金 | 1,228 |
| 退職給付引当金 | 1,141 |
| 減価償却限度超過額 | 436 |
| 賞与引当金 | 229 |
| 有価証券償却 | 988 |
| 未払事業税 | 12 |
| その他 | 824 |
| 繰延税金資産小計 | 12,893 |
| 評価性引当額 | △3,945 |
| 繰延税金資産合計 | 8,948 |
| 繰延税金負債 | |
| その他有価証券評価差額金 | △5,048 |
| 繰延税金負債合計 | △5,048 |
| 繰延税金資産の純額 | 3,899百万円 |

2. 「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.3%から、平成24年4月1日に開始する事業年度から平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については37.7%に、平成27年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については35.3%となります。この税率変更により、繰延税金資産は6百万円増加し、その他有価証券評価差額金は721百万円増加し、繰延ヘッジ損益は5百万円減少し、法人税等調整額は710百万円増加しております。再評価に係る繰延税金負債は323百万円減少し、土地再評価差額金は同額増加しております。

(1株当たり情報)

| | |
|---------------|---------|
| 1株当たりの純資産額 | 417円81銭 |
| 1株当たりの当期純利益金額 | 16円80銭 |

連結計算書類の作成方針

子会社、子法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結される子会社及び子法人等 6社

青銀甲田株式会社

青銀ビジネスサービス株式会社

あおぎんディーシーカード株式会社

あおぎんリース株式会社

あおぎんクレジットカード株式会社

あおぎん信用保証株式会社

(2) 非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

2. 持分法の適用に関する事項

該当ありません。

第104期末 (平成24年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|----------------|-----------|---------------------------|-----------|
| (資 産 の 部) | | (負 債 の 部) | |
| 現 金 預 け 金 | 72,178 | 預 渡 性 預 金 | 2,145,598 |
| コールローン及び買入手形 | 98,000 | 借 用 金 | 106,120 |
| 買 入 金 銭 債 権 | 858 | 外 国 為 替 | 74,837 |
| 商 品 有 価 証 券 | 269 | そ の 他 負 債 | 2 |
| 有 価 証 券 | 803,508 | 賞 与 引 当 金 | 9,867 |
| 貸 出 金 | 1,411,953 | 役 員 賞 与 引 当 金 | 635 |
| 外 国 為 替 | 1,849 | 退 職 給 付 引 当 金 | 14 |
| リース債権及びリース投資資産 | 11,222 | 役 員 退 職 慰 労 引 当 金 | 3,092 |
| そ の 他 資 産 | 23,603 | 睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金 | 15 |
| 有 形 固 定 資 産 | 22,508 | 再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債 | 479 |
| 建 物 | 7,643 | 支 払 承 諾 | 2,259 |
| 土 地 | 12,681 | 負 債 の 部 合 計 | 16,881 |
| その他の有形固定資産 | 2,183 | | 2,359,803 |
| 無 形 固 定 資 産 | 1,879 | (純 資 産 の 部) | |
| ソ フ ト ウ ェ ア | 1,606 | 資 本 金 | 19,562 |
| その他の無形固定資産 | 273 | 資 本 剰 余 金 | 12,916 |
| 繰 延 税 金 資 産 | 4,627 | 利 益 剰 余 金 | 44,742 |
| 支 払 承 諾 見 返 | 16,881 | 自 己 株 式 | △ 1,319 |
| 貸 倒 引 当 金 | △ 15,797 | 株 主 資 本 合 計 | 75,901 |
| | | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 9,248 |
| | | 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益 | △ 95 |
| | | 土 地 再 評 価 差 額 金 | 2,487 |
| | | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計 | 11,640 |
| | | 新 株 予 約 権 | 49 |
| | | 少 数 株 主 持 分 | 6,150 |
| | | 純 資 産 の 部 合 計 | 93,741 |
| 資 産 の 部 合 計 | 2,453,544 | 負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計 | 2,453,544 |

第104期 (平成23年4月1日から平成24年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 |
|-------------------|--------|
| 経常収益 | 53,142 |
| 資金運用収益 | 33,599 |
| 貸出金利息 | 24,948 |
| 有価証券利息 | 8,450 |
| コールローン利息及び買入手形利息 | 118 |
| 買預けの他の受入利息 | 28 |
| その他の受入利息 | 46 |
| 役務の他の業務等収益 | 6 |
| 役務の他の業務等収益 | 5,322 |
| 役務の他の業務等収益 | 2,457 |
| 役務の他の業務等収益 | 11,763 |
| 経常費用 | 46,446 |
| 資金調達費用 | 2,520 |
| 預讓渡金性預金利息及び売渡手形利息 | 1,858 |
| 借入金の利息 | 185 |
| 借入金の利息 | 4 |
| 借入金の利息 | 290 |
| 借入金の利息 | 53 |
| 借入金の利息 | 129 |
| 役務の他の業務等費用 | 2,106 |
| 役務の他の業務等費用 | 1,029 |
| 役務の他の業務等費用 | 24,702 |
| 貸倒引当金の繰上費用 | 16,087 |
| 貸倒引当金の繰上費用 | 1,665 |
| 貸倒引当金の繰上費用 | 14,421 |
| 経常利益 | 6,695 |
| 特別利益 | 41 |
| 固定資産の特異利益 | 37 |
| 固定資産の特異利益 | 4 |
| 特別損失 | 622 |
| 固定資産の特異損失 | 310 |
| 固定資産の特異損失 | 254 |
| 固定資産の特異損失 | 56 |
| 税金等調整前当期純利益 | 6,114 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 331 |
| 法人税等調整額 | 1,782 |
| 法人税等合計 | 2,113 |
| 少数株主損益調整前当期純利益 | 4,000 |
| 少数株主利益 | 502 |
| 当期純利益 | 3,498 |

第104期 (平成23年4月1日から平成24年3月31日まで) 連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 |
|---------------|---------|
| 株主資本 | |
| 資本金 | |
| 当期首残高 | 19,562 |
| 当期変動額 | |
| 当期変動額合計 | — |
| 当期末残高 | 19,562 |
| 資本剰余金 | |
| 当期首残高 | 12,916 |
| 当期変動額 | |
| 当期変動額合計 | — |
| 当期末残高 | 12,916 |
| 利益剰余金 | |
| 当期首残高 | 42,549 |
| 当期変動額 | |
| 剰余金の配当 | △ 1,254 |
| 当期純利益 | 3,498 |
| 自己株式の処分 | △ 20 |
| 土地再評価差額金の取崩 | △ 30 |
| 当期変動額合計 | 2,192 |
| 当期末残高 | 44,742 |
| 自己株式 | |
| 当期首残高 | △ 869 |
| 当期変動額 | |
| 自己株式の取得 | △ 566 |
| 自己株式の処分 | 116 |
| 当期変動額合計 | △ 450 |
| 当期末残高 | △ 1,319 |
| 株主資本合計 | |
| 当期首残高 | 74,158 |
| 当期変動額 | |
| 剰余金の配当 | △ 1,254 |
| 当期純利益 | 3,498 |
| 自己株式の取得 | △ 566 |
| 自己株式の処分 | 96 |
| 土地再評価差額金の取崩 | △ 30 |
| 当期変動額合計 | 1,742 |
| 当期末残高 | 75,901 |

| 科 目 | 金 額 |
|----------------------|--------|
| その他の包括利益累計額 | |
| その他有価証券評価差額金 | |
| 当期首残高 | 4,259 |
| 当期変動額 | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額 (純額) | 4,988 |
| 当期変動額合計 | 4,988 |
| 当期末残高 | 9,248 |
| 繰延ヘッジ損益 | |
| 当期首残高 | △ 179 |
| 当期変動額 | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額 (純額) | 83 |
| 当期変動額合計 | 83 |
| 当期末残高 | △ 95 |
| 土地再評価差額金 | |
| 当期首残高 | 2,133 |
| 当期変動額 | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額 (純額) | 354 |
| 当期変動額合計 | 354 |
| 当期末残高 | 2,487 |
| その他の包括利益累計額合計 | |
| 当期首残高 | 6,213 |
| 当期変動額 | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額 (純額) | 5,426 |
| 当期変動額合計 | 5,426 |
| 当期末残高 | 11,640 |
| 新株予約権 | |
| 当期首残高 | 23 |
| 当期変動額 | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額 (純額) | 26 |
| 当期変動額合計 | 26 |
| 当期末残高 | 49 |
| 少数株主持分 | |
| 当期首残高 | 5,643 |
| 当期変動額 | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額 (純額) | 506 |
| 当期変動額合計 | 506 |
| 当期末残高 | 6,150 |

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 |
|----------------------|---------|
| 純資産合計 | |
| 当期首残高 | 86,039 |
| 当期変動額 | |
| 剰余金の配当 | △ 1,254 |
| 当期純利益 | 3,498 |
| 自己株式の取得 | △ 566 |
| 自己株式の処分 | 96 |
| 土地再評価差額金の取崩 | △ 30 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額 (純額) | 5,959 |
| 当期変動額合計 | 7,702 |
| 当期末残高 | 93,741 |

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

会計処理基準に関する事項

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法
有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. 減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
当行の有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。

| | |
|-----|--------|
| 建 物 | 3年～60年 |
| その他 | 2年～20年 |

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。
 - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
 - (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のもは零としております。
5. 貸倒引当金の計上基準
当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は15,313百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

6. 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

7. 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

8. 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日翌連結会計年度から損益処理

9. 役員退職慰労引当金の計上基準

連結される子会社及び子法人等の役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

10. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

11. 外貨建資産・負債の換算基準

当行の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。

12. 重要なヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

13. 消費税等の会計処理

当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

追加情報

当連結会計年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しております。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

- 貸出金のうち、破綻先債権額は2,126百万円、延滞債権額は31,957百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は16百万円であります。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は4,417百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は38,517百万円であります。
なお、上記1.から4.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、4,957百万円であります。
- 担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産

| | |
|----------------|------------|
| 有価証券 | 104,326百万円 |
| リース債権及びリース投資資産 | 2,180百万円 |
| その他資産 | 963百万円 |

担保資産に対応する債務

| | |
|-----|-----------|
| 預金 | 3,697百万円 |
| 借入金 | 56,415百万円 |

上記のほか、為替決済等の取引の担保として有価証券70,136百万円を差し入れております。
また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は28百万円、保証金は71百万円であります。
- 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は361,094百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが359,237百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている行内（社内）手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

8. 有形固定資産の減価償却累計額 33,774百万円
 9. 有形固定資産の圧縮記帳額 1,356百万円
 10. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は5,790百万円であります。

（連結損益計算書関係）

1. 「その他の経常費用」には、貸出金償却249百万円、株式等売却損2,162百万円及び株式等償却502百万円を含んでおります。
 2. 当行は、減損損失の算定にあたり、営業店舗については営業店単位（連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位）を基礎とする管理会計上の区分で、その他遊休施設等については、各々独立した単位でグルーピングを行っております。また、本部、事務センター、青森県内の社宅・寮、厚生施設等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから、共用資産としております。

その結果、営業利益の減少によるキャッシュ・フローの低下及び継続的な地価の下落により、投資額の回収が見込めなくなった資産について、以下のとおり減損損失を計上しております。

| 地 域 | 主 な 用 途 | 種 類 | 減 損 損 失 |
|-------|---------|---------|---------|
| 青森県内 | 営 業 店 舗 | 土地建物3か所 | 170百万円 |
| | 遊 休 資 産 | 土地 5か所 | 10百万円 |
| 青森県外 | 営業店舗等 | 土地建物4か所 | 73百万円 |
| 合計 | | | 254百万円 |
| （うち建物 | | | 184百万円） |
| （うち土地 | | | 70百万円） |

なお、資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、「不動産鑑定評価基準」（国土交通省平成14年7月3日改正）に準拠して評価した額から処分費用見込額を控除して算定しております。

3. その他の特別損失は、連結子会社における事業譲渡に係る損失であります。

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

| | 当連結会計年度期首 株 式 数 | 当連結会計年度 増 加 株 式 数 | 当連結会計年度 減 少 株 式 数 | 当連結会計年度末 株 式 数 | 摘 要 |
|-------|--------------------|----------------------|----------------------|-------------------|------|
| 発行済株式 | | | | | |
| 普通株式 | 211,121 | — | — | 211,121 | |
| 合 計 | 211,121 | — | — | 211,121 | |
| 自己株式 | | | | | |
| 普通株式 | 2,544 | 2,257 | 389 | 4,413 | 注1、2 |
| 合 計 | 2,544 | 2,257 | 389 | 4,413 | |

注 1. 普通株式の自己株式の増加2,257千株のうち、2,248千株は定款の定めによる取締役会決議に基づく買受による増加、また9千株は単元未満株式の買取による増加であります。

2. 普通株式の自己株式の減少389千株のうち、345千株は従業員持株ESOP信託による売却による減少、また44千株は新株予約権の行使による減少であります。

2. 新株予約権に関する事項

| 区 分 | 新株予約権 の内訳 | 新株予約権の 目的となる株 式の種類 | 新株予約権の目的となる株式の数 (株) | | | | 当連結会計 年度末残高 (百万円) | 摘 要 |
|-----|---------------------------------|--------------------------|---------------------|---------------|---------------|--------------|-------------------------|-----|
| | | | 当連結会計 年度期首 | 当連結会計 年度増加 | 当連結会計 年度減少 | 当連結会計 年度末 | | |
| 当 行 | ストック・ オプション としての新 株予約権 | | | — | | | 49 | |
| 合 計 | | | | — | | | 49 | |

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

| (決 議) | 株式の種類 | 配当金の総額 | 1株当たり 配 当 額 | 基 準 日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|----------|----------------|------------|------------|
| 平成23年6月24日 定時株主総会 | 普通株式 | 625百万円 | 3.0円 | 平成23年3月31日 | 平成23年6月27日 |
| 平成23年11月11日 取締役会 | 普通株式 | 629百万円 | 3.0円 | 平成23年9月30日 | 平成23年12月9日 |
| 合 計 | | 1,254百万円 | | | |

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの
平成24年6月26日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

| | |
|------------|------------|
| ① 配当金の総額 | 629百万円 |
| ② 1株当たり配当額 | 3.0円 |
| ③ 基準日 | 平成24年3月31日 |
| ④ 効力発生日 | 平成24年6月27日 |

なお、配当原資は、利益剰余金とする予定としております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、銀行業務を中心に、リース業務、クレジットカード業務など金融サービスに係る事業を行っており、個人・法人向けの貸出債権、リース債権、投資有価証券などの金融資産を保有する一方、預金の受入や、社債の発行、債権流動化による直接金融、銀行借入などの間接金融による資金調達のため、金融負債を有しております。

このように主として金利の変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、当行では、資産及び負債の総合的管理（A L M）を行い、その一環としてデリバティブ取引を行っております。

また、為替変動リスクを有する外貨建債券などの外貨建資産や、外貨預金などの外貨建負債の為替変動リスク回避のためのデリバティブ取引や、短期的な売買差益を獲得する目的（トレーディング）のデリバティブ取引を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主として国内の取引先及び個人に対する貸出金であり、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクや、金利の変動リスクに晒されております。当期の連結決算日現在における貸出金のうち、大半は青森県内向けのものであり、青森県の経済環境等の状況変化により、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があります。

また、投資有価証券は、主に債券、株式、投資信託であり、売買目的、満期保有目的、純投資目的及び政策投資目的で保有しております。これらは、発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。また、外貨建金融商品は、為替の変動リスクにも晒されております。

借入金、社債及び短期金融市場からの資金調達などは、一定の環境の下で当行グループが市場を利用できなくなる場合など、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

当行グループが行っているデリバティブ取引には、A L Mの一環で行っている金利スワップ取引、当行が保有する資産に関わるリスクのヘッジ目的の通貨スワップ取引や外国為替予約取引、顧客のニーズにこたえるため取引先と行う外国為替予約取引、収益確保や短期的な売買差益を獲得する目的の債券先物取引があります。

当行では、A L Mの一環で行っている金利スワップ取引をヘッジ手段として、ヘッジ対象である貸出金に関わる金利の変動リスクに対してヘッジ会計を適用しております。これらのヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動を比較し、両者の変動を基礎にして、ヘッジの有効性を評価しております。

また、為替の変動リスクを回避するための通貨スワップ取引をヘッジ手段として、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等の為替の変動リスクに対してヘッジ会計を適用しております。ヘッジ対象である外貨建金銭債権等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

当行が利用しているデリバティブ取引は、市場リスク及び信用リスクを内包しております。市場リスクとは金利、有価証券などの価格、為替等、市場のリスクファクターの変動により保有するポジションの価値が変動し損失を被るリスクであり、信用リスクとは相手方の債務不履行等により保有しているポジションの価値が減少・消失し、損失を被るリスクであります。なお、当行は信用度の高い金融機関のみを取引相手としてデリバティブ取引を行っており、信用リスクはほとんどないと判断しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当行グループは、当行のクレジットポリシー及び信用リスク管理規程等に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業店のほか審査部により行われ、また必要に応じて常務会や取締役会を開催し、審議・報告を行っております。さらに自己査定状況については、監査部が監査をしております。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、市場国際部及びリスク統括部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

当行グループは、当行のALMによって金利の変動リスクを管理しております。市場リスク管理規程等において、リスク管理方法や手続き等の詳細を明記しており、ALM委員会において、実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行い、常務会に報告しております。日常的にはリスク統括部において金融資産及び負債の金利の期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析、VaR（バリュー・アット・リスク）等の手法を用いてモニタリングを行い、四半期ごとにALM委員会、常務会、取締役会に報告しております。なお、ALMの一環として、金利の変動リスクをヘッジするための金利スワップのデリバティブ取引も行っております。

当行では、為替の変動リスクに関して、持高の実質ネットポジション管理をしております。

有価証券投資に係る価格変動リスクについては、市場リスク管理規程に基づき、一定の保有期間と信頼区間に基づくVaRを計測し、そのリスク量が自己資本の一定額に収まっているかを把握し管理しております。これらの情報はリスク統括部を通じて、経営者に対し報告しております。

「有価証券」「貸出金」「預金」に係るVaRの算定に当たっては、分散共分散法（保有期間3ヶ月、信頼区間99%、観測期間1年）を採用しており、平成24年3月31日（当連結会計年度の決算日）現在における当行の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で9,379百万円であります。

なお、当行では保有期間1日VaRについて、モデルが算出するVaRと現在価値の変動とを比較するバックテストングを実施しております。当連結会計年度に関して実施したバックテストングの結果、超過回数は245回中1回であり、使用する計測モデルは十分な精度で市場リスクを捕捉しているものと考えております。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当行グループでは、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、重要性が乏しいと判断されるもの及び時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（(注2)参照）。
（単位：百万円）

| | 連結貸借対照表計上額 | 時 価 | 差 額 |
|------------------|------------|-----------|--------|
| (1) 現金預け金 | 72,178 | 72,178 | — |
| (2) コールローン及び買入手形 | 98,000 | 98,000 | — |
| (3) 有価証券 | | | |
| 満期保有目的の債券 | 15,425 | 15,589 | 164 |
| その他有価証券 | 786,100 | 786,100 | — |
| (4) 貸出金 | 1,411,953 | | |
| 貸倒引当金(*1) | △13,131 | | |
| | 1,398,822 | 1,409,863 | 11,040 |
| 資産計 | 2,370,527 | 2,381,731 | 11,204 |
| (1) 預金 | 2,145,598 | 2,146,742 | 1,144 |
| (2) 譲渡性預金 | 106,120 | 106,120 | — |
| (3) 借入金 | 74,837 | 74,837 | — |
| 負債計 | 2,326,555 | 2,327,699 | 1,144 |
| デリバティブ取引(*2) | | | |
| ヘッジ会計が適用されていないもの | (0) | (0) | — |
| ヘッジ会計が適用されているもの | — | — | — |
| デリバティブ取引計 | (0) | (0) | — |

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形

残存期間が短期間（1年以内）であり時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価額によっております。

自行保証付私募債は、保証形式及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規発行を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

(4) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、保全率、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金、及び (2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 借入金

残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。残存期間が1年超のものは、重要性が乏しいと判断し、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利先物、金利オプション、金利スワップ等）、通貨関連取引（通貨先物、通貨オプション、通貨スワップ等）、債券関連取引（債券先物、債券先物オプション等）であり、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3) その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

| 区 分 | 連結貸借対照表計上額 |
|---------------|------------|
| ① 非上場株式(*1) | 1,615 |
| ② 非上場外国株式(*1) | 0 |
| ③ 組合出資金(*2) | 361 |
| ④ その他 | 4 |
| 合 計 | 1,982 |

(*1) 非上場株式及び非上場外国株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

| | 1年以内 | 1年超 5年以内 | 5年超 10年以内 | 10年超 |
|-------------------|---------|-------------|--------------|---------|
| 預け金 | 38,329 | — | — | — |
| 有価証券(*1) | 131,586 | 271,454 | 313,755 | 36,024 |
| 満期保有目的の債券 | 540 | 5,484 | 1,416 | 7,984 |
| その他有価証券のうち満期があるもの | 131,046 | 265,970 | 312,339 | 28,039 |
| 貸出金(*2) | 314,064 | 506,257 | 344,381 | 166,081 |
| 合 計 | 483,980 | 777,712 | 658,136 | 202,106 |

(*1) 有価証券は、元本についての償還予定額を記載しているため、連結貸借対照表計上額とは一致しておりません。

(*2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない34,639百万円、期間の定めのないもの46,529百万円は含めておりません。

(注4) 借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

| | 1年以内 | 1年超 5年以内 | 5年超 10年以内 | 10年超 |
|-------|-----------|-------------|--------------|------|
| 預金(*) | 1,978,734 | 164,002 | 2,860 | — |
| 譲渡性預金 | 103,150 | 2,970 | — | — |
| 借入金 | 57,683 | 7,154 | 10,000 | — |
| 合 計 | 2,139,567 | 174,126 | 12,860 | — |

(*) 預金のうち、要求払預金等については、「1年以内」に含めて開示しております。

(税効果会計関係)

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.3%から、平成24年4月1日に開始する連結会計年度から平成26年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については37.7%に、平成27年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については35.3%となります。この税率変更により、繰延税金資産は61百万円減少し、その他有価証券評価差額は724百万円増加し、繰延ヘッジ損益は5百万円減少し、法人税等調整額は780百万円増加しております。再評価に係る繰延税金負債は323百万円減少し、土地再評価差額は同額増加しております。

(1株当たり情報)

| | |
|---------------|---------|
| 1株当たりの純資産額 | 423円50銭 |
| 1株当たりの当期純利益金額 | 16円89銭 |

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る当連結会計年度における費用計上額及び科目名

営業経費 34百万円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

| | 平成22年ストック・オプション | 平成23年ストック・オプション |
|-------------------------|---------------------------|---------------------------|
| 付与対象者の区分及び人数 | 当行取締役8名及び 当行執行役員4名 | 当行取締役8名及び 当行執行役員4名 |
| 株式の種類別のストック・オプションの付与数 注 | 当行普通株式 165,000株 | 当行普通株式 158,800株 |
| 付与日 | 平成22年7月30日 | 平成23年7月29日 |
| 権利確定条件 | 権利確定条件は定めていない | 権利確定条件は定めていない |
| 対象勤務期間 | 対象勤務期間は定めていない | 対象勤務期間は定めていない |
| 権利行使期間 | 平成22年7月31日～ 平成52年7月30日 | 平成23年7月30日～ 平成53年7月29日 |

注 株式数に換算し記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

① スtock・オプションの数

| | 平成22年ストック・オプション | 平成23年ストック・オプション |
|----------|-----------------|-----------------|
| 権利確定前 | | |
| 前連結会計年度末 | 165,000株 | — |
| 付与 | — | 158,800株 |
| 失効 | — | — |
| 権利確定 | 44,400株 | — |
| 未確定残 | 120,600株 | 158,800株 |
| 権利確定後 | | |
| 前連結会計年度末 | — | — |
| 権利確定 | 44,400株 | — |
| 権利行使 | 44,400株 | — |
| 失効 | — | — |
| 未確定残 | — | — |

② 単価情報

| | 平成22年ストック・オプション | 平成23年ストック・オプション |
|----------------|-----------------|-----------------|
| 権利行使価格 | 1株当たり 1円 | 1株当たり 1円 |
| 行使時平均株価 | 1株当たり248円 | — |
| 付与日における公正な評価単価 | 1株当たり188円 | 1株当たり224円 |

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された平成23年ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

(1) 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

(2) 主な基礎数値及び見積方法

| | | 平成23年ストック・オプション |
|---------|----|-----------------|
| 株価変動性 | 注1 | 31.20% |
| 予想残存期間 | 注2 | 4.13年 |
| 予想配当率 | 注3 | 2.42% |
| 無リスク利子率 | 注4 | 0.303% |

注 1. 予想残存期間に対応する過去期間（平成19年6月12日から平成23年7月29日まで）の株価実績に基づき算定しております。

2. 過去10年間に退任した取締役の平均在任期間から、現在の在任取締役の平均在任期間を減じた期間を予想残存期間とする方法で見積もっております。

3. 直近年間配当予想額6円/割当日株価

4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回り

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

独立監査人の監査報告書

平成24年5月8日

株式会社 青森銀行
取締役会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 植 村 文 雄 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 久保澤 和 彦 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 佐 藤 武 男 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社青森銀行の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第104期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成24年5月8日

株式会社 青森銀行
取締役会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 植 村 文 雄 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 久保澤 和 彦 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 佐 藤 武 男 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社青森銀行の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社青森銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査役会は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第104期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な支店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に対し事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備は発見されていない旨の報告を取締役等及び新日本有限責任監査法人から受けております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成24年5月9日

| | | |
|-------|------|--------|
| 株式会社 | 青森銀行 | 監査役会 |
| 常勤監査役 | 杉田 | 浩 ㊟ |
| 監査役 | 沢向 | 一 ㊟ |
| 社外監査役 | 大沢 | 昇 ㊟ |
| 社外監査役 | 七尾 | 三郎兵衛 ㊟ |
| 社外監査役 | 清藤 | 哲夫 ㊟ |

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当行は、長期にわたり経営基盤の拡充に努めるとともに、安定的な配当を継続することを基本方針としております。このような方針のもと、当期の剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当行普通株式1株につき金3円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は629,089,257円となります。

これにより、当期の年間配当金は、先に実施いたしました中間配当金3円を含めまして、1株につき6円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成24年6月27日といたしたいと存じます。

2. 剰余金の処分にに関する事項

(1) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 2,000,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 2,000,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

インターネットの普及を考慮し、法務省令に定めるところに従い、株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、みなし提供できるよう変更案第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。

また、上記の条文新設に伴い、現行定款の条数の繰り下げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線____は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--------------------------------------|--|
| <p>(新 設)</p> <p>第16条～第43条 (条文省略)</p> | <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第16条 <u>当銀行は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>第17条～第44条 (現行どおり)</p> |

第3号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（9名）は本總會終結の時をもって任期満了となりますので、取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

取 締 役 候 補 者

| 候補者 番号 | 氏 名 (生年月日) | 略歴、当行における地位、担当 および重要な兼職の状況 | 所有する当行の 株 式 数 |
|-----------|--|---|------------------|
| ① | か ぶく よし さだ 加 福 善 貞 (昭和20年9月20日生) | 昭和44年4月 当行へ入行 平成11年6月 同取締役八戸支店長 平成12年4月 同取締役総合企画部長 平成14年6月 同常務取締役 平成17年3月 同常務取締役事務開発部長 平成17年4月 同常務取締役 平成17年6月 同専務取締役 平成18年2月 同専務取締役総務部長 平成18年4月 同専務取締役 平成19年4月 同取締役頭取 平成23年4月 同取締役会長（現任） 事務統括部担当 | 52,000株 |
| ② | はま や さとし 浜 谷 哲 (昭和25年12月11日生) | 昭和48年4月 当行へ入行 平成15年6月 同取締役審査部長 平成18年6月 同取締役総合企画部長 平成19年6月 同常務取締役 平成21年6月 同専務取締役 平成22年6月 同取締役副頭取 平成23年4月 同取締役頭取（現任） 監査部担当 | 24,000株 |

| 候補者 番号 | 氏 名 (生年月日) | 略歴、当行における地位、担当 および重要な兼職の状況 | 所有する当行の 株式数 |
|-----------|--------------------------------------|---|----------------|
| ③ | たかやしき 高屋敷 敷 (昭和27年3月6日生) ただし 正 | 昭和49年4月 当行へ入行 平成5年6月 同新城支店長 平成8年11月 同城下支店長 平成11年6月 同湊支店長 平成13年11月 同人事部付人事役 青森県信用組合 平成15年7月 同監査部長 平成17年6月 同取締役営業統括部長 平成19年4月 同取締役八戸支店長 平成20年6月 同常務取締役 平成24年4月 同専務取締役(現任) 営業統括部、法人営業部、総務部担当 | 17,000株 |
| ④ | きくち なおみつ 菊地直光 (昭和28年2月27日生) | 昭和51年4月 当行へ入行 平成9年11月 同十和田支店長 平成11年6月 同東京支店長 平成12年4月 同新町支店長 平成14年6月 同総合企画部長 平成15年6月 同取締役総合企画部長 平成18年6月 同取締役審査部長 平成20年6月 同常勤監査役 平成22年6月 同常務取締役(現任) 東京事務所、審査部、人事部担当 | 12,000株 |
| ⑤ | あだちしょうじ 安達尚二 (昭和29年3月25日生) | 昭和51年4月 当行へ入行 平成8年3月 同観光通支店長 平成11年6月 同札幌支店長 平成13年7月 同県庁支店長 平成16年6月 同十和田支店長 平成18年7月 同法人部長 平成19年6月 同取締役本店営業部長 平成22年6月 同取締役営業統括部長 平成23年4月 同取締役青森地区統括 平成23年6月 同常務取締役青森地区統括(現任) リスク統括部、システム部担当 | 17,000株 |

| 候補者 番号 | 氏 名 (生年月日) | 略歴、当行における地位、担当 および重要な兼職の状況 | 所有する当行の 株式数 |
|-----------|--|--|----------------|
| ⑥ | なり た すすむ 成 田 晋 (昭和29年9月27日生) | 昭和53年4月 当行へ入行 平成9年6月 同問屋町支店長 平成12年10月 同津軽和徳支店長 平成15年7月 同仙台支店長 平成17年6月 同東京支店長 平成19年6月 同法人部長 平成20年6月 同執行役員審査部長 平成22年6月 同執行役員弘前支店長 平成23年4月 同執行役員弘前地区統括 平成23年6月 同常務取締役(現任) 総合企画部、市場国際部担当 | 44,200株 |
| ⑦ | ふく い しょう じ 福 井 尚 二 (昭和30年3月28日生) | 昭和53年4月 当行へ入行 平成12年10月 同盛岡支店長 平成15年11月 同個人部長 平成18年10月 同五所川原支店長 平成20年6月 同執行役員弘前支店長 平成22年6月 同執行役員東京支店長 平成23年6月 同取締役東京支店長(現任) | 19,233株 |
| ⑧ ※ | たて べ れい じ 建 部 礼 仁 (昭和31年5月20日生) | 昭和54年4月 当行へ入行 平成12年4月 同白銀支店長 平成15年7月 同津軽和徳支店長 平成17年6月 同函館支店長 平成19年7月 同仙台支店長 平成21年10月 同地域開発部長 平成22年6月 同執行役員地域開発部長 平成23年6月 同執行役員弘前地区統括(現任) | 4,000株 |

| 候補者 番号 | 氏 名 (生年月日) | 略歴、当行における地位、担当 および重要な兼職の状況 | 所有する当行の 株式数 |
|-----------|------------------------------------|--|----------------|
| ⑨ | はやし みつ お 林 光 男 (昭和11年5月22日生) | 昭和34年4月 青森三菱電機機器販売株式会社へ入社 昭和53年2月 同社代表取締役社長 平成5年10月 株式会社シンク代表取締役社長(現任) 平成13年11月 青森商工会議所会頭(現任) 平成13年11月 青森県商工会議所連合会会長(現任) 平成19年6月 当行取締役(現任) 平成23年4月 青森三菱電機機器販売株式会社代表取締役会長(現任) | 9,000株 |

- 注 1. ※は新任の取締役候補者であります。
2. 取締役候補者林 光男氏が代表取締役会長を務める青森三菱電機機器販売株式会社および同氏が会頭を務める青森商工会議所と当行との間には貸出金等の取引があります。
上記以外の取締役候補者と当行との間には特別の利害関係はありません。
3. 林 光男氏は、社外取締役候補者であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員候補者であります。
4. 社外取締役候補者の選任理由について
林 光男氏は、長年にわたり青森三菱電機機器販売株式会社等の経営に携わり、その経歴を通じて培った経営の専門家としての経験・見識からの視点に基づく経営の監督とチェックをしていただいております、今後も社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。
なお、同氏の当行社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。
5. 社外取締役との責任限定契約について
当行は社外取締役として有能な人材を迎えることができるよう、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項に規定する社外取締役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。
林 光男氏は、当行との間で責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、本契約を継続する予定であります。
社外取締役との間の責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。
- ・社外取締役が任務を怠ったことによって当行に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項各号に定める額の合計額を限度とする。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

第4号議案 監査役4名選任の件

監査役杉田 浩、大沢一寛、七尾三郎兵衛、清藤哲夫の4氏は、本總會終結の時をもって任期満了となりますので、監査役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。
監査役候補者は次のとおりであります。

監 査 役 候 補 者

| 候補者 番号 | 氏 名 (生年月日) | 略歴、当行における地位 および重要な兼職の状況 | 所有する当行の 株 式 数 |
|-----------|---|---|------------------|
| ① ※ | す とう みつ あき 須 藤 光 昭 (昭和28年4月12日生) | 昭和52年4月 当行へ入行 平成8年3月 同根城支店長 平成11年6月 同百石支店長 平成13年4月 同審査部審査役 平成14年12月 同三日町支店長 平成17年6月 同新町支店長 平成20年6月 同執行役員八戸支店長 平成22年6月 同取締役審査部長(現任) | 11,000株 |
| ② | せい とう てつ お 清 藤 哲 夫 (昭和24年10月26日生) | 昭和48年5月 清藤造花店へ入社 昭和56年6月 株式会社弘前公益社代表取締役社長 (現任) 昭和59年5月 株式会社弘前新生活互助会代表取締 役社長(現任) (平成4年 株式会社ゆうネット弘 前に社名変更) 平成11年10月 アップルウェーブ株式会社代表取締 役社長(現任) 平成20年6月 当行監査役(現任) | 46,531株 |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、当行における地位 および重要な兼職の状況 | 所有する当行の 株式数 |
|--------|-------------------------------------|--|----------------|
| ③ ※ | おお や たかし 大 矢 卓 (昭和22年11月28日生) | 昭和45年4月 株式会社住友倉庫へ入社 昭和49年9月 日本郵船株式会社へ入社 昭和54年5月 八戸港湾運送株式会社へ入社 昭和60年6月 同社取締役 平成2年11月 同社常務取締役 平成10年6月 同社専務取締役 平成16年4月 むつ小川原マリンサービス株式会社 代表取締役社長(現任) 平成17年6月 八戸港湾運送株式会社代表取締役専 務 平成18年6月 八戸臨港倉庫株式会社代表取締役社 長(現任) 平成18年9月 マルハチ建設工業株式会社代表取締 役社長(現任) 平成19年6月 八戸港湾運送株式会社代表取締役社 長(現任) 平成20年5月 東日本タグボート株式会社代表取締 役社長(現任) | 0株 |
| ④ ※ | ぬま た とおる 沼 田 徹 (昭和34年3月8日生) | 平成6年4月 弁護士登録 平成12年10月 青森県運営適正化委員会委員長(現 任) 平成21年4月 青森県弁護士会会長 平成21年4月 日本弁護士連合会理事 平成22年9月 青森県建設工事紛争審査会会長(現 任) 平成23年5月 青森県人権擁護委員連合会会長(現 任) | 0株 |

- 注 1. ※は新任の監査役候補者であります。
2. 監査役候補者清藤哲夫氏および同氏が代表取締役社長を務める株式会社弘前公益社と当行との間には貸出金等の取引があります。
監査役候補者大矢 卓氏が代表取締役社長を務める八戸港湾運送株式会社、八戸臨港倉庫株式会社、マルハチ建設工業株式会社および東日本タグボート株式会社と当行との間には貸出金等の取引があります。
監査役候補者沼田 徹氏と当行との間には顧問契約があります。
上記以外の監査役候補者と当行との間には特別の利害関係はありません。
3. 清藤哲夫、大矢 卓、沼田 徹の3氏は、社外監査役候補者であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。

4. 社外監査役候補者の選任理由について

清藤哲夫氏および大矢 卓氏につきましては、両氏とも会社経営者としての豊富な経験、実績および幅広い見識を有しており、経営全般の監視と有効な助言をしていただくため、選任をお願いするものであります。

なお、清藤哲夫氏の当行社外監査役在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。

沼田 徹氏は、弁護士としての高い見識および豊富な経験、実績を有しており、その専門的知見を当行の監査に反映していただくため、選任をお願いするものであります。

なお、同氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記理由により社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

5. 社外監査役との責任限定契約について

当行は社外監査役として有能な人材を迎えることができるよう、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項に規定する社外監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。

清藤哲夫氏は、当行との間で責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、本契約を継続する予定であります。また、大矢 卓氏および沼田 徹氏の選任が承認された場合、両氏との間で同様の契約を締結する予定であります。

社外監査役との間の責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

- ・社外監査役が任務を怠ったことによって当行に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項各号に定める額の合計額を限度とする。
- ・上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

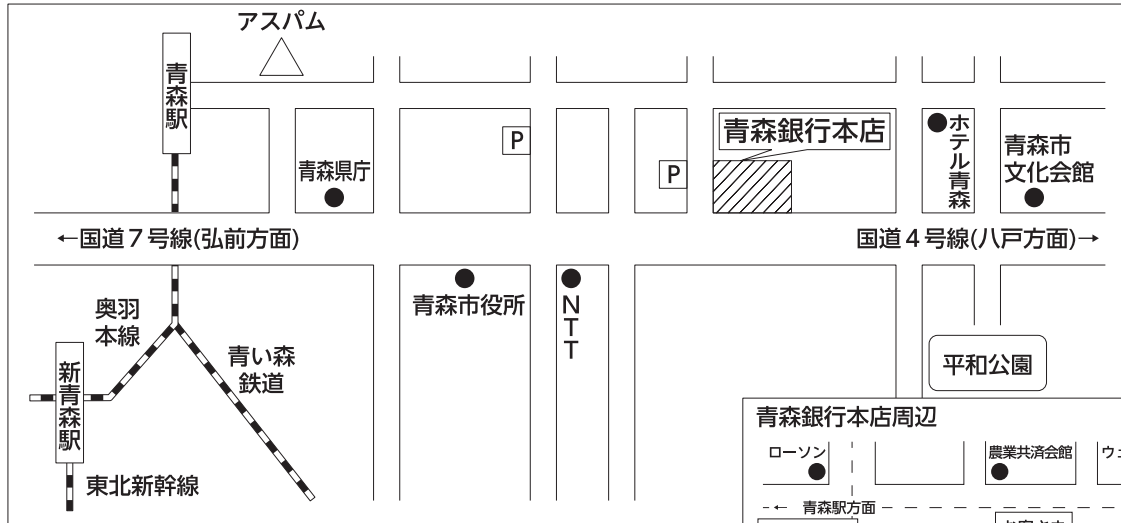
以 上

株主総会会場ご案内略図

会場 青森市橋本一丁目9番30号

青森銀行本店大会議室（8階）

電話 （017）777-1111（代表）



株主総会にお車でお越しの場合は、本店西側「お客さま駐車場」または臨時駐車場「マルサ本町有料駐車場」をご利用ください。なお、マルサ本町有料駐車場をご利用の場合、無料駐車券をご用意しておりますので、株主総会会場受付にお申し出ください。

